

フロン排出抑制法に関するお知らせ

機器の点検が義務化されました

平成27年1月時点の情報

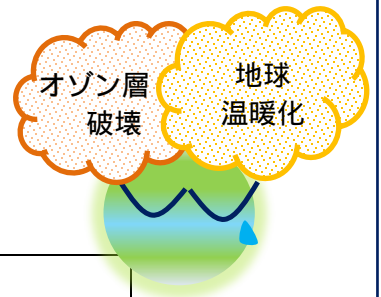
フロン類の確実な回収や処理を目的にしている「フロン回収・破壊法」が改正され、フロン類に係るすべての主体に対して取組を促していく「フロン排出抑制法」として27年4月1日に施行されることとなりました。これより、業務用の冷凍冷蔵機器や空調機器を所有（管理）している方は、『定期点検』などに取り組むことが義務付けられました。

法改正の目的

高い温室効果を持つフロン類（HFC等）の機器使用時の排出（漏えい）が増加しています。この状況を改善していくため、フロン類の製造から廃棄まで対策を講じることとなり、法が改正されました。

フロン回収破壊法 フロン排出抑制法（平成27年4月1日施行）

法対象 の フロン類	特定フロン	CFC（R11、R12、R502 など） HCFC（R22、R123、R402A、R403A、R509A など）
	代替フロン	HFC（R32、R134a、R404A、R407C、R410A など）



法改正で誰が対象になるの？

第一種特定製品 ¹ の**管理者** ² です。

フロン類を使用した機器うち、第一種特定製品に当たる業務用の冷凍空調機器の**管理者**は、法に基づき、管理の適正化（漏えいさせないための措置）に努めることが必要となります。



1 第一種特定製品

… 冷媒としてフロン類が充填されている次の機器です。

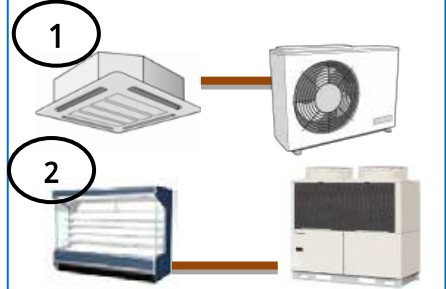
業務用の空調機器（エアコン）

パッケージエアコン、ビル空調用ターボ冷凍機、空調用チラー、スクリュー冷凍機、ガスヒートポンプエアコン、スポットエアコン 等

業務用の冷蔵機器及び冷凍機器

冷蔵・冷蔵ショーケース、自動販売機、業務用冷蔵庫・冷凍庫、冷水機、ビールサーバー、輸送用冷蔵冷凍ユニット、冷凍冷蔵用チラー 等

機器の構成イメージ



2 管理者

… 当該製品の所有権の有無若しくは管理権限の有無によって判断されます。

所有及び管理の形態（例）	「管理者」となる者
自己所有/自己管理製品	当該製品の所有権を有する者
自己所有でないリース/レンタル製品	当該製品のリース/レンタル契約で管理責任を有する者
自己所有でないビル・建物付帯設備	当該製品を所有・管理する者（建物のオーナー）

管理者が取り組むべき事項は？

管理している第一種特定製品（機器）の規模によって、次のように「**機器の定期点検**」「**点検の記録・記録の保存**」等が順守事項となります。

	機器の定期点検	点検の記録 記録の保存	漏えい量の 報告
機器の規模に関係なく 全ての機器の管理者	簡易点検	(機器を廃棄する まで記録を保存)	(1事業者 1,000t-CO ₂ 以上 漏えいの場合)
一定規模以上の機器の 管理者	簡易点検 + 有資格者 3の定期点検		

3 有資格者とは、冷凍空調設備に知見のある次の資格を有した者等を指します。

A 冷媒フロン類取扱技術者（（一社）日本冷凍空調設備工業連合会、JRECO）

B 以下の資格を有した者で点検に必要な知識等の習得に伴う講習を受講した者

a 冷凍空調技師（日本冷凍空調学会） b 高圧ガス製造保安責任者：冷凍機械（高圧ガス保安協会）

c 保安責任者以外であって、第一種特定製品の製造又は管理の業務に5年以上従事した者、 d 冷凍空

気調和機器施工技能士（中央職業能力開発協会） e 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安

管理者

C 日常的に第一種特定製品の整備や点検を3年以上行っている十分な知見を有した者で点検に必要な知識等の習得に伴う講習を受講した者

規模の分かれ目は？

管理する第一種特定製品の機器^{注1}の**圧縮機に用いられる電動機の定格出力^{注2}が7.5kW以上かどうか**です。

注1 対象機器は、ひとつの冷凍サイクルを構成する機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力により判断します。例えば、ひとつの冷凍サイクルに2台の機器が使われている場合は、2台の合計の定格出力で判断します。

注2 ガスヒートポンプを用いた第一種特定製品及びサブエンジン方式の輸送用冷凍冷蔵ユニットについては、「圧縮機に用いられる電動機の定格出力」を「動力源となるエンジンの定格出力」に読み替えます。

点検ってどんな内容？

点検には「**定期点検**」「**簡易点検**」の二種類があり、**管理者**に求められる点検の内容の詳細は、次のとおりとなります。

点検種別	対象機器と規模		点検方法	点検頻度
簡易 点検	全ての機器		目視確認等 ・製品からの異音 ・製品外観の損傷、腐食、錆び、 油にじみ ・熱交換器の霜付き 等	四半期ごと (季節ごとの運転 切り替えなどを考 慮した点検)
	定期 点検	空調機器 50 kW以上 (中央方式エアコン 等)	有資格者による と 若しくは の組み合わせにより実施 目視確認等 間接法 ・機器の運転状況などの記録な どから判断 等	年に1回
		冷凍機器 冷蔵機器 7.5 ~ 50 kW (ビル用マルチエアコン 等)	直接法 ・発泡液で確認 ・蛍光剤で確認 等	3年に1回 注3
	冷凍機器 冷蔵機器 7.5 kW以上 (冷凍冷蔵ユニット 等)			年に1回

注3 3年に1度以上の定期検査とは、法施行後3年の間に1回以上の点検を言います。このため、法施行初年度に当該規模の機器の点検を一度に行う必要はありません。計画的な実施をお願いいたします。

点検の記録と保存

点検の記録は、該当する機器ごとに必要となります。

〔記録事項〕

- ✓ **管理者**・点検実施者・修理実施者・**第一種フロン類充填回収業者** 4の名称・氏名
- ✓ 点検を行った機器の設置場所及び当該機器を特定するための情報
- ✓ フロン類の初期充填量
- ✓ 点検・故障時に係る修理の日時及び内容・結果
- ✓ 充填・回収の日時及び充填・回収したフロン類の種類・充填量・回収量 など

〔記録の保存期間〕

当該機器の廃棄まで保存

〔点検記録簿〕

簡易点検の記録簿は、東京都フロン対策のホームページに見本を掲載しています。

定期点検の記録簿は国のひな型があります。

4 第一種フロン類充填回収業者

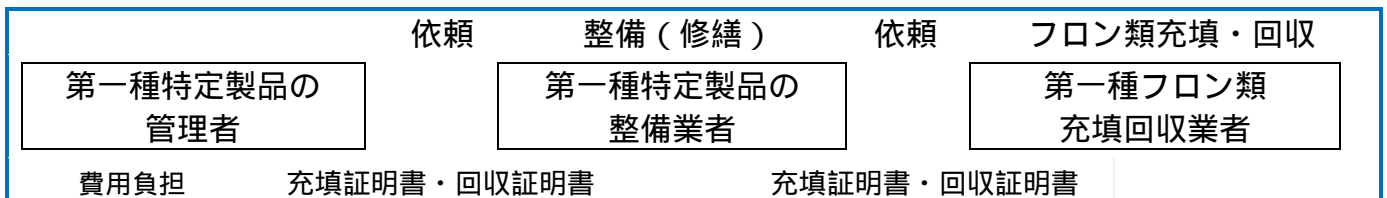
法施行と同時に、現行の「第一種フロン類回収業者」は、次の業者登録の更新まで充填行為が可能な「第一種フロン類充填回収業者」にみなされます。

フロンの漏えいが確認されたら（機器の整備）

管理者は、可能な限り速やかに漏えい個所を特定し、修繕を行います注4。

フロンの充填や回収は、都知事の登録を受けている「**第一種フロン類充填回収業者**」が行います。修繕終了を確認する際、フロンの「**回収証明書**」や「**充填証明書**」を受け取り、保管するようにしてください。

【整備の流れの例】

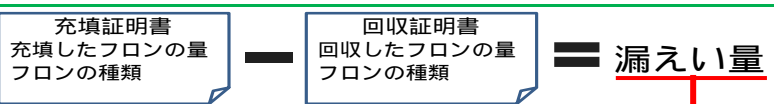


注4 漏えい個所の修繕が完了しない状況での充填は禁止されています。

漏えいがあったら国へ報告を

管理者は、漏えいしたフロンの量を、地球温暖化係数（GWP）で換算し、1,000トン以上の漏えい（事業者としての合計）があったときには、事業所管大臣）への報告が必須です（国が算定漏えい量報告のマニュアルを作成予定。もう少し詳しい都の資料をホームページに掲載しています）。

漏えい量の計算のイメージ



	年度間の漏えい量	フロンの種類とGWP値	漏えい量 (二酸化炭素換算)	事業者合計
A工場	有 100 kg	R404A 3920	392 CO ₂ -t	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 1,000 CO₂-t 以上 事業所管大臣に報告 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 報告事項 ・管理者の名称、住所、代表者名 ・算定漏えい量 ・都道府県ごとの漏えい状況 ・1事業所で1,000CO₂-tを超える事業所については、当該事業所の漏えい状況等の情報 ・漏えい量削減に関し実施した措置 など </div>
B工場	無 -			
C倉庫	有 260 kg	R404A 3920	1019.2 CO ₂ -t	
E事務所	有 4 kg	R410A 2090	8.36 CO ₂ -t	
⋮	⋮	⋮	⋮	
				1,419.6 CO₂-t

第一種特定製品の設置時も配慮を

第一種特定製品の損傷等を防止するため、適切な場所への設置や設置環境の保全も必要です。

設置時	設置環境の保全
周辺に振動が発生する機器がない場所を選定 点検・整備に必要な作業空間や通路を確保	設置時の環境（作業空間や通路）を維持 定期的に機器やその周辺の清掃を実施

第一種特定製品の廃棄時の対応

第一種特定製品の廃棄時には、フロンを適切に回収しなければなりません。都内で行うフロンの回収は、都知事に登録のある**第一種フロン類充填回収業者**のみが行うことができる行為です。フロンが確実に処理されたことを「破壊証明書」若しくは「再生証明書」等の各証明書で確認してください。

第一種特定製品を廃棄する者は

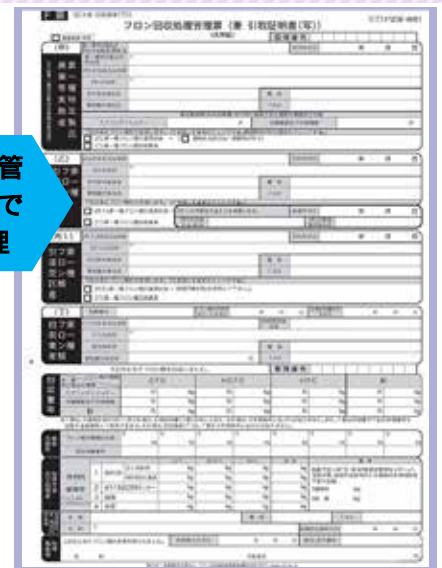
機器中の冷媒フロン類を都道府県知事の登録を受けた**第一種フロン類充填回収業者**に引き渡し（フロン類の引渡しを中継する**第一種フロン類引渡受託者**に引き渡す場合も有）

回収を依頼する書面を交付、その写しを保存（3年間）

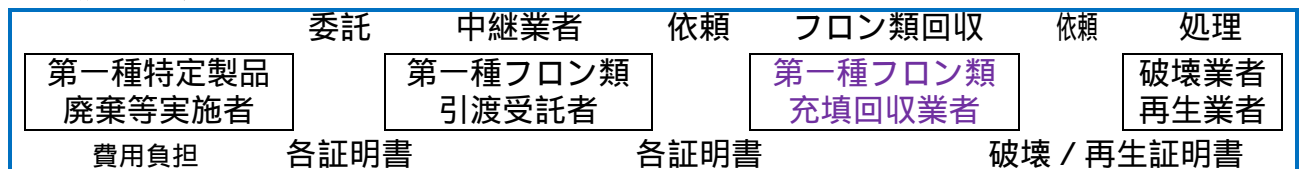
第一種フロン類充填回収業者から交付された引取証明書を保存（3年間）

第一種フロン類充填回収業者から回付された破壊証明書若しくは再生証明書で、フロンの処理を確認
費用負担

行程管理票で管理



【廃棄の流れの例】



第一種フロン類充填回収業者の登録名簿は、都フロン対策のホームページで公開いたします。

ノンフロン機器等 導入の検討

フロン類を使用した機器を所有する方は、その機器の新規導入や買替を行う際、より環境影響の少ない（低 GWP）機器やノンフロン機器の導入を検討することが求められています（法に基づく指針）。

支援しています！

中小企業に対し、「省エネ型ノンフロン冷凍冷蔵機器（別置型ショーケース付）」に対する補助を実施しています。設置の工事費まで補助対象となる大変お得な制度です。ぜひ、ご利用ください。

フロン類の みだり放出の禁止

冷媒フロン類をみだりに大気中に放出することは禁止されています。違反した場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されます。

詳しいことは、ホームページでご案内しています。

都フロン対策 HP

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/safety/cfc/index.html>

東京都 フロン対策

検索

東京都

環境局環境改善部環境保安課フロン対策担当

電話 03-5388-3471

メール S0000627@section.metro.tokyo.jp



このチラシは、環境省、経済産業省の資料等から作成しています
経済産業省ホームページ
環境省ホームページ

